



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

グローバル

2018年4月25日

租税回避、それぞれの言い分

アイルランドはEU加盟国ながら、外国企業誘致を主要政策としており、米国のアップルとタッグを組んで、EUと対立する構図です。アップルに限らず、米国のIT企業などが租税回避を活用しており、今後の展開に注目が必要と見えています。

EU追徴税問題：米アップル、アイルランドへの資金移管を開始へ

米アップル社は欧州連合(EU)当局と2018年4月24日、税金を巡って係争を続ける間、追徴課税分の移管(エスクロー勘定で保持)に同意しました。報道によると、アップルはアイルランドへの資金移管を数ヵ月以内に開始する模様です。欧州委員会(EUの行政執行機関)は2016年、アイルランドの低い実効法人税率(税制優遇)で税金を徴収し損ねたとして最大130億ユーロ(約1.7兆円)の追徴税をアップルから徴収するようアイルランドに命じていました。

アップルとアイルランドはEUの決定に不服ながら、「同意できないが法的義務に従う」とアイルランドは述べています。

どこに注目すべきか：

租税回避、追徴課税、ペーパーカンパニー

アイルランドはEU加盟国ながら、外国企業誘致を主要政策としており、米国のアップルとタッグを組んで、EUと対立する構図です。アップルに限らず、米国のIT企業などが租税回避を活用しており、今後の展開には注目が必要と見えています。アップルの株価は資金移管の開始同意にあまり反応していません。今年はじめに既に同意の方向であることは報道されており、ニュース性は低いからと思われる。株価が軟調に見えるのはiPhone Xが想定ほどには売れていないことの方が、はるかに影響が大きいと思われる。

アップルやグーグルなどは複雑かつ巧妙に租税回避していることが知られています。典型的な例は、アイルランドとオランダに子会社を設立、アイルランドで利益保留、別の子会社で製造・販売をして少額の法人税を払い、オランダ法人を経由してライセンス使用料を払う形です。米国やEUへの税金

支払いが低くなる仕組みです(なお、実際の仕組みははるかに複雑)。ただ、アイルランドに設立する会社は従業員を現地で採用する「普通の会社」で、決して実体のないペーパーカンパニーではありません。アイルランドのアップル社は6千人程度が働いているとされています。アイルランドにとり、誘致した外国企業は「お客様」といった印象です。

また、アップルからすれば、租税回避のスキームが違法とは言いがたく、何が悪いのかという気持ちかもしれません。一方、EUの不満を平易に表現すれば、アップルのような企業はサービスのただ乗りと見ているようです。欧州のIT企業は(高い)税金を払って公共サービスを受けているのに、米企業は一部公共サービスを利用して不公平と見ているようです。背景として、グローバル化やデジタル化が進む中、利益の移転が比較的簡単に行える一方、課税は利益に対して行われていることが原因のひとつと考えているようです。そこでEUは「デジタル課税」として利益でなく、ユーザーベース課税の導入を目指しています(要は売上に課税)。ただこの課税により透明性が改善しても、企業活力は失われぬのか？または新たないちごっこが始まりになるのか？注目が必要です。

図表1: アップル社の株価の推移

(日次、期間: 2015年4月24日～2018年4月24日)



出所: ブルームバーグのデータを使用してビクテ投信投資顧問作成

記載された銘柄はあくまでも参考として紹介したものであり、その銘柄・企業の売買を推奨するものではありません。



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はビクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。